

事務連絡
令和5年12月13日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度より医療機関や教育機関等における水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添資料をお送りしますので、下記（1）、（2）を参考に周知してくださるようお願いいたします。

なお、本通知に関する問合せ及び水銀血圧計等の回収全般に関する問合せについては、下記のとおり環境省の「令和5年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者である株式会社リーテムに御連絡くださるようお願いいたします。

御理解、御協力の程よろしく申し上げます。

記

（1）各都道府県産業廃棄物担当部（局）

- ① 各都道府県教育委員会に別添資料を送付し、周知への御協力を御依頼いただきますようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会に対して依頼する際は、域内の市（政令市を除く）町村教育委員会に、周知への御協力を御依頼いただきますよう併せてお願いいたします。
- ② 各都道府県私立学校※主管課に別添資料を送付し、周知への御協力を御依頼いただきますようお願いいたします。
※ 私立学校の対象は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校とします。

（2）各政令市産業廃棄物担当部（局）

各政令市教育委員会に別添資料を送付し、周知への御協力を御依頼いただきますようお願いいたします。

○問合せ先

請負者：株式会社リーテム
担当：サスティナビリティ・ソリューション部 菅間、伊藤、柳
電話：03-3258-8586
メールアドレス：suigin@re-tem.com

以上